

「地物一番」シンボルマーク使用基準

（目的）

第1条 三重県が県内の農林水産物生産者及び食品関連事業者等と連携し、農林水産物等の地産地消を推進する「みえ地物一番の日」キャンペーンの実施にあたり、シンボルマーク（以下「マーク」という。）の適正な使用を確保するため、使用基準を定めるものとする。

（図柄等）

第2条 マークのデザイン、縦・横の比率及び色は、別紙「シンボルマーク規格」のとおりとする。

2 前項に定める別紙「シンボルマーク規格」とは異なる規格でマークを使用する場合は、様式1により許可を得るものとする。

（マークの商標権）

第3条 マークに関する商標権は、三重県が所有する。

（マークの使用等）

第4条 マークは、次の各号に掲げる者が、キャンペーンの趣旨に則り、県民に対して「みえ地物一番の日」又は地産地消の意義について情報発信を行う際に、無料で使用できるものとする。

一 「みえ地物一番の日」キャンペーン実施要領に基づき登録した者

二 行政機関及び学校

2 個別商品にマークを使用する場合には、様式2によって知事に届け出るものとする。

但し、マークの表示は三重県産農林水産物を利用した商品に限るものとする。

行政機関及び学校がマークを使用する場合は、任意の様式にて使用目的、対象物、使用開始時期、その他フードイノベーション課が求める事項を記載し、知事に届け出るものとする。

3 使用者は、キャンペーン対象品（商品、料理等）の産地表示の明確化に努めるなど、食品の表示に関する法令、景品表示法等を遵守しなければならない。

4 知事は、必要に応じ、使用者に対してマークの使用状況について、様式3による報告を求めることができるものとする。

5 使用者が社会通念上許容される範囲を超えてマークを濫用し、キャンペーンの趣旨が損なわれるおそれがある場合には、知事はマークの使用禁止を命じることができる。

（事故、苦情等の処理）

第5条 使用者は、マークの使用に伴い事故、苦情等が発生した場合、自らの責任のもとに、誠意をもって適切な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故等について、知事はその責を負わないものとする。

（その他）

第6条 知事は、マークの適正な使用に関し、この他必要な事項については別途定めることができる。

附則

この基準は、平成15年11月28日から施行する。
この基準は、平成16年11月1日から施行する。
この基準は、平成17年3月18日から施行する。
この基準は、平成23年12月1日から施行する。
この基準は、平成24年4月2日から施行する。
この基準は、平成24年12月3日から施行する。
この基準は、平成25年7月8日から施行する。
この基準は、令和2年4月23日から施行する。
この基準は、令和5年8月4日から施行する。
この基準は、令和6年12月24日から施行する。

別紙「シンボルマーク規格」

1 カラー展開の場合

- (1) 三重のバックの赤は マゼンダ90×イエロー100のバランスです。
- (2) マークの中の白い部分は白指定とします。
- (3) 地物一番の字と縁取りは墨です。

2 単色展開の場合

- (1) 三重のバックの赤は BK50です。
- (2) マークの中の白い部分は白指定とします。
- (3) 地物一番の字と縁取りは墨です。

3 印刷素材の影響などにより、発色に技術的制限または経済的制限がある場合は、マークの中の白い部分を印刷素材と同様の背景色（透明を含む）とすることを認めます。

4 縦横比率は以下のデータのまま、縮尺して下さい。

【基本形】



【横型】



【縦型】



様式 1（第 2 条関係）

「地物一番」シンボルマーク使用における規格変更使用許可申請書

年 月 日

三重県知事 あて

郵便番号
住所
氏名

(法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の役職
及び氏名)

電話番号

「地物一番」シンボルマーク使用基準第 2 条の規定により、シンボルマークの使用規格変更に関しての許可を申請します。

記

1 使用予定用途	使用品目、使用場面について
2 変更を予定しているシンボルマークの規格	マークの配色がわかるようにしてください。 包装資材全体の配色やデザインもわかるようにしてください。 ※必要に応じて使用内容のわかる資料（サンプル）を添付して下さい
3 連絡先 （名刺添付可）	担当者 （役職・氏名（ふりがな）） 所属部署 郵便番号 所在地 電話番号 FAX eメール

「地物一番」シンボルマーク 個別商品表示使用届出書

年 月 日

三重県知事 あて

郵便番号
住所
氏名

法人にあっては、その事務所の所在地、 名称及び代表者の役職及び氏名

電話番号

以下の通り、商品への「地物一番」シンボルマーク表示を行いたいのので申請します。

連絡先 (名刺添付可)	担当者 (役職・氏名(ふりがな)) 所属部署 郵便番号 所在地 電話番号 FAX eメール
----------------	--

1	商品名	
	使用する主な 三重県産農林水産物	※差し支えなければ使用割合もお書きください。 (例：三重県産小麦を50%以上使用など) 多種類あり記載が難しい場合は、代表的なもののみで結構です。
	使用開始時期	年 月頃から表示(予定)
2	商品名	
	使用する主な 三重県産農林水産物	
	使用開始時期	年 月頃から表示(予定)
3	商品名	
	使用する主な 三重県産農林水産物	
	使用開始時期	年 月頃から表示(予定)

※不足する場合は次頁へ。別様式で一覧表を添付いただいても結構です。

添付資料：シンボルマークの使用位置やパッケージのデザインなどが確定している場合は、その
 写しや写真など使用状況がわかる資料を添付してください。未定の場合は、確定後お送り
 ください。

○申込書提出先(申込書の送付は、郵送、FAX、eメールどれでも結構です。)

〒514-8570

三重県津市広明町13番地 三重県農林水産部フードイノベーション課 あて

電話番号：059-224-2395 FAX：059-224-2521

eメール：foods@pref.mie.lg.jp

様式 3（第 4 条関係）

「地物一番」シンボルマーク使用状況報告書

年 月 日

三重県知事 あて

郵便番号
住所名
氏名
（法人にあっては、その事務所の所在地、
名称及び代表者の役職及び氏名）
電話番号

「地物一番」シンボルマーク使用基準第 4 条の規定により、下記のとおり報告します。
記

使用用途	
連絡先 （名刺添付可）	担当者 （役職・氏名（ふりがな）） 所属部署 郵便番号 所在地 電話番号 FAX eメール

添付資料（具体名）： _____

※必要に応じて使用内容のわかる資料（チラシ、パンフレット等）を添付して下さい。